

保護者 様

名張市立美旗小学校
校長 谷口 和也

台風時等における児童の登下校について

陽春の候、保護者の皆様にはご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、学校教育の振興にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。見出しの件につきましては、ご確認いただき、ご対応の程お願いします。

記

1 始業前に「特別警報」又は「暴風警報」、「暴風雪警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」、「名張市」に発令されている場合

- (1) 登校させない。
- (2) 警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間程度の余裕をもって登校させ、授業を始める。この場合、学校での給食は実施する。また、午前8時30分から午前11時までの間に解除された場合は、警報等解除後できるだけ速やかに、始業時刻等を地区委員さんに学校から確認の電話を入れ、地区連絡網等で連絡する。
- (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は、その日は休業とする。
なお、半日日課(土曜授業)の場合、午前8時30分において、警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。
- (4) 警報が解除されても、道路・橋梁の決壊、浸水、積雪等によって登校に危険が予想される場合は、学校に連絡の上、登校をみあわせる。

※ 上記(2)及び(3)の場合、緊急メール「tetoru」、または、担任からの電話を通じて授業開始時刻を通知します。常にラジオ、テレビ等で気象状況を確認してください。

2 始業後に「特別警報」又は「暴風警報」、「暴風雪警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」又は「名張市」に発令された場合

- (1) 原則として直ちに授業を中止し、気象状況と安全を確認した上で教職員指導のもと、速やかに児童を帰宅させる。
- (2) 気象状況及び道路状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる場合には、児童を学校で待機させるとともに、引き続き、下校時に適切な措置を講ずる。

※ 警報の地域的差異、学校を中心とする諸条件からみて必要と考えられる場合は、校長の判断により、その都度適切な措置を講じます。

3 地震等非常の災害が発生したとき、その他注意報または警報(大雨警報、洪水警報、大雪警報等)が発令された場合 状況により危険と考えられる場合は、校長の判断により学校から、緊急メール「まち comi メール」、または、担任からの電話で伝達する。ただし、学校より指示・連絡のない場合は授業を行うので登校させてください。

名張市立美旗小学校 緊急連絡先 TEL: 0595-65-3009

《お願い》

- 以上の非常の措置を取ったとき、場合によっては給食ができないことがあります。そのときはご家庭で昼食の用意をお願いします。
- 緊急連絡については、緊急メール「tetoru」、または、担任からの電話で行います。担任からの電話は、連絡に時間がかかります。また、状況によっては、電話ができないこともご理解ください。緊急メール「tetoru」への登録にご協力ください。各家庭から学校へ電話されますと混乱しますので、お控え願います。
- 「警報」などの情報は、気象庁・測候所の発するもので、ラジオ・テレビなどの報道機関によるものとします。
- 登校に際しては、気象状況・道路状況・交通事情にご留意ください。

三重県「北中部」又は「伊賀」又は「名張市」についての解釈

- ① 「北中部」に発令とは、北部・中部・伊賀の全てに発令されている場合が該当
- ② 「伊賀」に発令とは、名張市・伊賀市の両市に発令されている場合が該当
- ③ 「名張市」に発令とは、名張市にのみ発令されている場合が該当

※気象庁の警報発表は、③のような市町単位(名張市)が原則ですが、①、②のような市町等をまとめた区域(伊賀、北中部)で発表されることもあります。

※①、②のような市町等をまとめた区域(伊賀、北中部)で発表され、但し書き(〇〇を除く)がある場合にご注意ください。この場合、名張市が警報発令区域に含まれているかでご判断ください。